

情報モラル教育通信

令和4年3月発行

佐賀市教育委員会 学校教育課

春休みを迎える前に ～未然に防ごう！ネットトラブル～

早いもので令和3年度も残りわずかとなりました。各学校やご家庭、地域の皆様等におかれましては、コロナ禍における新しい生活様式が日常となる中で、日々の学習や学校生活、学校行事等、様々な面でご苦勞、ご協力いただいた1年であったことだと思います。本当にありがとうございます。

さて、春は出会いと別れの季節です。児童生徒は、進級や進学を控え、級友との残り少なくなった時間を惜しみ、また、新たな出会いに胸を膨らませていることだと思います。進級、進学を機に児童生徒が自分専用の情報機器を所有したり、SNSを利用したりする機会も増えるかもしれません。春休みを前に、インターネットやSNSが人間関係のトラブルや犯罪被害の原因にもなることを今一度学校やご家庭でご指導ください。

SNSで知り合った人と直接会うのは危険です！

小学校高学年や中学生になるとLINEやInstagram、TikTok、Twitterなど、SNSに触れる機会があるかもしれません。

正しく使えば便利で楽しいものですが、一方で、様々なトラブルも起きています。例えば・・・

SNSとは

social networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスです。

- ◆ SNSでの悪口・いやがらせ（表情が見えないので、言葉が全てです。）
- ◆ SNS上に不適切な画像をアップする。（相手がある場合は訴訟問題にもなりかねません。）
- ◆ 知らない人とつながり、犯罪に巻き込まれる。（年齢や性別など偽っている人がいるかもしれません。）
- ◆ 自撮り被害（裸の写真を言葉巧みに送らせる→脅迫されたり公開されたりすることもあります。）など

自分のアカウントやプロフィールなどを、いろんな人に公開するのは危険です。名前や学校名などを書き込んでいる場合、個人がすぐに特定されます。個人情報やネットに公開しないようにしましょう。ご家庭でも、危険性を十分に知った上で、子供さんが、家庭のパソコンやタブレットPC、家族のスマートフォンなどで、どんなことをしているのか、何を見ているのかに関心を持ち、子供たちを見守ってください。

一度アップロードした情報は永遠に残ってしまいます

パソコンやスマホなどにある写真や友達とのやりとり、大事な情報などは、一度アップロードしたら、インターネットを通じて手の届かない世界の隅々まで広がり、完全に消すことが難しくなります。発信する前に一回手を止めて考えましょう。

ネット上の画像は誰でもコピーできるため、投稿・送信した本人が削除しても、完全に消し去ることは難しくなっています（永遠に消えないことから“デジタルタトゥー”とも呼ばれています）



文部科学省「インターネットにつながるとき守ってほしい、大切なこと」より

佐賀市・佐賀市 PTA 協議会では、

「原則、スマホを含む携帯電話を子供達に持たせない。」としています。

保護者のスマホ、携帯等を使う場合も、**小学生は 21 時以降、中学生は 22 時以降は原則利用しないこと、**としています。

また、タブレット端末やゲーム機、音楽プレーヤーなど、インターネットにつながる機器は他にもたくさんあります。子供たちを加害者にも被害者にもしないために、必ず、家庭での約束事を決めて、利用させるようにしてください。

「保護者がおさえておきたい4つの大切なポイント」

内閣府作成のリーフレット「保護者がおさえておきたい4つの大切なポイント（生徒編）」では、中高生の子供を持つ保護者向けに、子供がインターネットを上手に・安全に使うスキルを習得するため、おさえておきたい4つのポイント「法令・規約などに違反する使い方をさせない!」「プライバシーを守ることは生命の安全に直結する!」「中高生のネット利用に潜んでいるリスクを正しく知り、一緒に考える!」「ペアレンタルコントロールからセルフコントロールへ!」及びいざというときの相談窓口を紹介しています。内閣府ホームページからご覧になれますので、ぜひご家庭でご確認ください。



「ひまわり講座」について

佐賀県青少年育成県民会議では、小中学生及び保護者等を対象とした情報モラル出前講座「ひまわり講座」を開催されています。令和3年度は佐賀市内12校の小中学校で実施をしていただきました。令和4年度の募集も行われておりますので、情報モラル教育授業、PTAの教育講演会等の機会にぜひご検討ください。(各学校に開催要領をお配りいただいています。また、申込書は佐賀県青少年育成県民会議のホームページ【<http://www3.bunbun.ne.jp/kenminkaigi/>】からもダウンロードできます。)

「ひまわり講座」開催要領

1 実施期間 令和4年4月1日(金)～令和5年2月28日(火)

2 受講対象者 小・中学生、保護者、教職員等

3 日時 希望する小・中学校、公民館等と協議

(参考) 開催可能な時間帯 9:00～20:00

講座時間 小中学生向け 45～50分 保護者向け 50～60分

4 テーマ

(例)「子どもたちをインターネットのトラブル等から守るために」

5 講師

一般財団法人マルチメディア振興センター (e ネットキャラバン安心講座)、

NTT ドコモ (スマホ・ケータイ安全教室)、KDDI (スマホ・ケータイ安全教室) ほか

6 講師派遣費用 無料

※講師の謝金、最寄りの駅(バス停)までの旅費等は、佐賀県青少年育成県民会議が負担されます。